

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 弁財深谷線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>深谷市東方字入郷一八二七番五地先から 同市東方字入郷一八二七番五地先まで</p>	<p>深谷市東方字入郷一八二七番一地先から 同市東方字入郷一八二七番一地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>二二・〇六</p>	<p>二五・四六〜二六・二六</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二八・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>